

憲法十七條 現代語訳

- 第一条 和を大切にし（和を以て貴しとなす）、人と争うことのないようにしなさい。
- 第二条 三宝（仏とその教えとそれを説く僧）を深くうやまいなさい。
- 第三条 天皇の命令は、必ずつつしんで聞きなさい。
- 第四条 役人たちは、礼儀を正しくしなさい。
- 第五条 よこしまな心をすて、公平な態度で裁判をしなさい。
- 第六条 悪をこらしめ、善をすすめなさい。
- 第七条 その役目にはあつた人に仕事をさせなさい。
- 第八条 役人は、朝早くから夕方おそくまで熱心に仕事をしなさい。
- 第九条 お互いに信じあうようにしなさい。
- 第十条 人がことなる意見でも、おこらないようにしなさい。
- 第十一条 功績、過失を明らかにし、必ず賞罰を加えなさい。
- 第十二条 役人は、人民からかってに税をとりたててはいけない。
- 第十三条 役人は、他人の役目もよく知っておくようにしなさい。
- 第十四条 役人たちは、お互いにしつとの心をもつてはいけない。
- 第十五条 自分の利益を考えずに、国のことを大事に考えなさい。
- 第十六条 人民を使うときは、その時期をよくみて使いなさい。
- 第十七条 大事なことは、必ずみんなと相談しなさい。